

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ハイリスク高齢者への家庭訪問事業対象者情報ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	ハイリスク高齢者への家庭訪問事業における対象者の把握のために利用する。	
記録項目	1後期高齢者医療被保険者番号、2氏名、3生年月日、4年齢、5郵便番号、6住所、7電話番号、8後期高齢者医療制度健康診査受診日、9後期高齢者医療制度健康診査結果（後期高齢者質問票含む）、10包括圏域コード、11介護保険被保険者番号、12要介護度	
記録範囲	要介護・要支援認定を受けていない者で、後期高齢者医療健康診査の健診結果及び「後期高齢者の質問票」において「閉じこもりがちかつ認知機能や心身の状態が低下している」高齢者	
記録情報の収集方法	保険年金課兼務者から共通フォルダを通じて提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	-	